

丸八の定期積金は 令和3年4月開始分より

自動再契約サービスが始まり、さらに便利に生まれ変わります！

満期時の申込手続きが不要

満期金のお支払後、自動的に前回の申込内容にて給料天引きを継続します。

お申込みは、いつでも！！

毎月20日締め、最短翌月から給料天引き開始します。

「定期積金自動再契約サービス」について

1. 自動再契約とは、満期となる定期積金と同じ契約内容（掛金、積立期間、満期金受取方法及び満期金振替普通預金口座）で、満期月に自動的に再契約するもので、改めて定期積金申込書をご提出いただく必要はありません。
2. 自動再契約の中止をご希望される場合、また契約内容の変更をご希望される場合は、「定期積金自動再契約中止・契約内容変更届」をご提出いただくことにより中止、変更をいたします。
3. 自動再契約時の利率は、満期月における当組合の「預金等店頭揭示金利率表」の「定期積金」利率が適用されます。

こんなにも便利です

- ☞ 積み立ては、給料天引き ～月掛け2,000円以上(1,000円単位)お一人様何口でも可～
- ☞ 満期時は、普通預金口座に自動振替
- ☞ キャッシュカードは、全国のATMで365日利用可能 ～利用手数料は実質無料(翌営業日に預金口座に返金)～



名古屋市及び関係団体の職員の皆様の金融機関

お問合せ
お申込み

丸八信用組合 預金課

☎ (052) 951-1245・1248

丸八信用組合 検索

<https://www.maruhachi-shinkumi.jp/>



定期積金お申込のご案内

お申込方法	定期積金申込書兼自動再契約依頼書を持参又はご送付ください。(必要な方はお電話にてご請求ください。お送りします。)
ご利用いただける方	丸八信用組合の組合員様 (加入手続きについては下記をご参照ください。)
積立金額	月額2,000円以上(1,000円単位) 給料天引きの範囲内 (お一人様何口でも可)
申込日・積立開始	毎月20日を締切とし申込月の翌月から天引き(積立)開始(初回天引き後の翌月の上旬に「定期積金ご契約のお知らせ」を送付します。)
中途解約	○原則として中途解約はできません。ただし、退職、死亡、その他やむを得ない場合はこの限りではありません。 ○積立期間中に退職される方は、退職時に中途解約となりますのでご了承ください。 ○中途解約の場合には解約時の普通預金金利が適用されます。
その他	○満期日は初回給料天引きから積立期間経過後の応当日になります。 ○満期金の受取方法はご本人様の普通預金口座へ自動入金、または窓口来店にて現金受領のいずれかを選択していただきます。 ○再契約した定期積金の初回掛込み日は、満期月の給料日となります。 ○名古屋市をご退職され、再雇用等されている方はご利用いただけません。 ○給付補填金には源泉分離課税20.315%が適用されます。(国税15.315%、地方税5%)

当組合への組合員加入手続き

名古屋市役所西庁舎1階預金課窓口にて手続きをお願いします。(平日9時～15時)
ご来店が困難な場合はお電話にてお問合せください。

《ご持参いただくもの》

- ご印鑑 (朱肉を使用するもの)
- 現金 (出資金2,000円と1円以上の口座開設資金)
- 本人確認書類 (お取引を開始するにあたり取引時確認が必要となります。下記【1】【2】のいずれかをご用意ください。)

【1】 下記①または②1点

① 顔写真入本人確認書類

・運転免許証 ・パスポート ・マイナンバーカード 等

② 下記の原本

・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・住民票記載事項証明書

【2】 下記③2点または③1点と④ (原本または写し) (過去6か月以内発行のもの)

③ 顔写真無本人確認書類

・名古屋市共済組合員証 ・健康保険被保険者証 等

④ 【補完書類】

・上記【1】-②のコピー
・国税、地方税の領収書または納税証明書
・公共料金(電気、ガス、水道)の領収書

※同居のご家族(姓が同一の方に限ります)のお名前のもので構いません。

注1) 上記書類に氏名、生年月日、現住所が記載されていることをご確認ください。

注2) 職員証、マイナンバー通知カードは上記書類に該当しません。

注3) 各申込書類にご記入の内容とご提出いただきます上記書類の内容が同一であることを確認させていただきます。